

相手国政府・ 国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 と 贈与の供与期限 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
サモア	サモア独立国政府に対する贈与に関する日本国政府とサモア独立国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な経済社会開発に係る計画等を実施する生産物及び役務の購入	300,000千円 ----- 200,000千円 -----	2018.2.9 アピアで (同日)	日本側 青木伸也在サモア 大使側 トウイラエバ・ フアナエ・アフロフレ・ フリアエ・サイレ・マ リエレカオイ首相 サモア側 トウイラエバ・ フアナエ・アフロフレ・ フリアエ・サイレ・マ リエレカオイ首相	2018.2.22 49号
サモア	サモア独立国政府に対する贈与に関する日本国政府とサモア独立国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な経済社会開発に係る計画等を実施する生産物及び役務の購入	200,000千円 -----	2018.8.16 アピアで (同日)	日本側 青木伸也在サモア 大使側 トウイラエバ・ フアナエ・アフロフレ・ フリアエ・サイレ・マ リエレカオイ首相	2018.8.29 268号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。  
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。  
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。  
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。